



福島医発第86号(地)

平成23年 4月 8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻 一 良

(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は
薬局間での医薬品等の融通について

標記の件につきまして、別紙のとおり平成23年3月30日付で厚生労働省
医薬食品局総務課及び監視指導・麻薬対策課から事務連絡が発出された旨、日
本医師会より通知が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い致し
ます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

「公印省略」

22薬第3569号
平成23年3月31日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(監 視 係)

東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は
薬局間での医薬品等の融通について

別添写しのとおり平成23年3月30日付で厚生労働省医薬食品局総務課及び監視指導・麻薬対策課から事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。



事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 30 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局総 務 課
監視指導・麻薬対策課

東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の
医薬品等の融通について

東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における病院又は診療所間での医薬品及び医療機器の融通についての取扱いについては、3月18日付け事務連絡「東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について」により通知したところですが、地方公共団体間又は薬局間での医薬品等の融通については下記のとおりですので、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般のような、大規模な災害で通常の医薬品及び医療機器の供給ルートが遮断され、需給が逼迫している中で、地方公共団体間で医薬品及び医療機器を融通することは、薬事法違反ではなく、また、薬局間で医薬品を融通する場合においても同様であること。